第三十八規則　舷弧高

（総則）

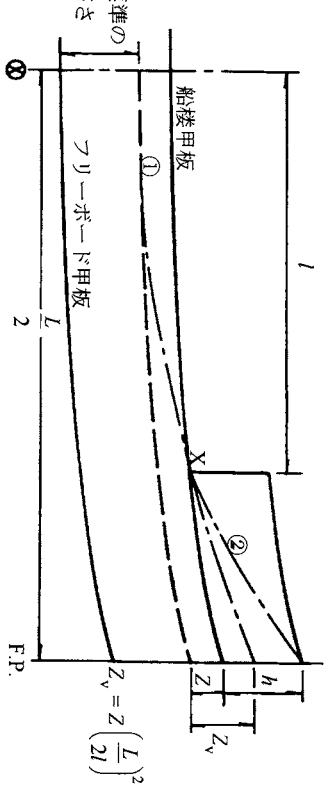
(1)　舷弧高は、船側における甲板から、船舶の中央における舷弧の点を通ってキールに平行に引いた基準線まで測るものとする。

(2)　傾斜したキールを有するように設計された船舶にあっては、舷弧高は、計画満載喫水線に平行に引いた基準線について測るものとする。

(3)　平甲板船及び分立船楼を有する船舶にあっては、舷弧高は、フリーボード甲板において測るものとする。

(4)　階段又は屈折がある特殊の形状の上部舷側を有する船舶にあっては、舷弧高は、船舶の中央における同等の深さとの関連において測るものとする。

(5)　フリーボード甲板の全長にわたる標準の高さの船楼を有する船舶にあっては、舷弧高は、船楼甲板において測るものとする。船楼の高さが標準の高さを超える場合には、実際の高さと標準の高さとの最小の差（Z）を、前端及び後端の各オージネートに加えるものとする。同様に、各垂線から六分の一L及び三分の一Lの距離にある中間のオージネートには、それぞれ〇・四四四Z及び〇・一一一Zを加えるものとする。船楼にのせられた閉囲された船尾楼又は船首楼がある場合には、舷弧高の超過分は、第三十八―一図に示す(12)に規定する方法に従って、そのような船尾楼又は船首楼について認めるものとする。

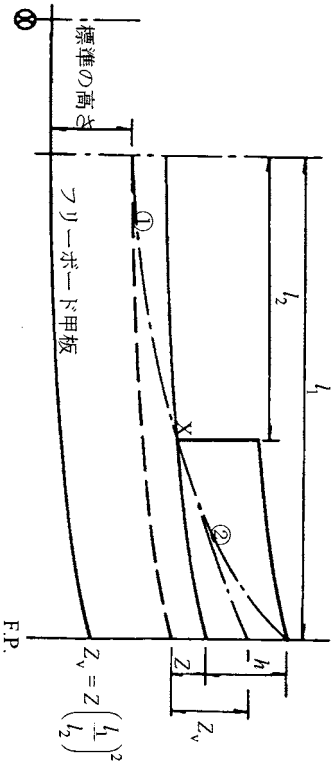


第三十八―一図

(6)　閉囲船楼の甲板が暴露したフリーボード甲板と少なくとも同一の舷弧を有している場合には、フリーボード甲板の閉囲された部分の舷弧は、考慮しないものとする。

(7)　閉囲された船尾楼又は船首楼が標準の高さのものであり、かつ、フリーボード甲板より大きい舷弧を有する場合又はそれらの高さが標準の高さより大きい場合には、フリーボード甲板の舷弧高は、(12)に規定するところにより増加するものとする。

船尾楼又は船首楼が二層から成る場合には、第三十八―二図に示す方法を用いるものとする。



第三十八―二図

第三十八―一図及び第三十八―二図においては、次の定義を適用する。

Zは、(5)に定義するものとする。

Zvは、点「X」を通る見かけの標準放物線の端部のオージネートとする。Zvが（Z＋h）より大きい場合には、端部のオージネートは、（Z＋h）とする。この場合において、点「X」は、考慮に入れず、また、曲線(2)も、考慮しないものとする。第一層の船楼の長さが〇・五lより大きい場合には、見かけの標準パラボラ曲線は、第三十八―一図に示すとおり、船舶の中央から開始するものとする。

（標準の舷弧の形状）

(8)　標準の舷弧の形状を示すオージネートは、次の表に掲げるものとする。

表
38.1
標準の舷弧の形状（Lがメートルの場合）

	分　長　点	オージネート（ミリメートル）	係　数
後　半　部	船尾垂線	25　（L／3＋10）	1
	A．P．から1／6L	11.1（L／3＋10）	3
	A．P．から1／3L	2.8（L／3＋10）	3
	船舶の中央	0	1
前　半　部	船舶の中央	0	1
	F．P．から1／3L	5.6（L／3＋10）	3
	F．P．から1／6L	22.2（L／3＋10）	3
	船首垂線	50　（L／3＋10）	1

（標準の舷弧の形状からの変差の測定）

(9)　舷弧の形状が標準のものと異なる場合には、前半部又は後半部における各四個のオージネートに(8)の表に掲げる該当する係数を乗じ、それぞれの相乗積の合計と標準の舷弧について同様にして得られる相乗積の合計との差を八で除したものを、前半部又は後半部における舷弧高の不足分又は超過分とする。前半部及び後半部における超過分又は不足分の算術平均を、舷弧高の超過分又は不足分とする。